

平成 17 年 8 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

石綿に係る臨時健康相談等の実施について

石綿による健康障害の発生が社会的に大きな問題になり、石綿を取り扱っていた労働者以外の住民や家族にも生じているとの報道もあって、石綿製品の製造等を行っていた事業場の周辺住民において肺がんや中皮腫に罹患するのではないかとの不安が広がっているところである。

このような状況に対応し、既に独立行政法人労働者健康福祉機構において、都道府県産業保健推進センター（以下「推進センター」という。）や労災病院に労働者、離職者、家族等を対象とした健康相談窓口を開設し、健康等に関する相談に応じてきているところであるが、今般、下記のとおり、石綿による健康障害を発生させている事業場の離職者を含む労働者や周辺住民の健康不安解消のため、推進センターの協力の下に、石綿についての知識を有する医師、専門家等による臨時の健康相談窓口を開設することとしたので、その円滑な実施に努められたい。

記

1 健康相談窓口を開設する労働局

管内に、石綿による中皮腫又は肺がんの労災認定件数が 10 件（平成 11～16 年度）以上の事業場等又は周辺住民に石綿による健康被害が生じているとの報道があった事業場がある次の労働局とする。

神奈川労働局、岐阜労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、岡山労働局、佐賀労働局

2 健康相談の実施方法等

(1) 石綿による健康被害を発生させている事業場の近隣の公民館等において、当面、月

1回相談窓口を開設し、健康相談を実施する。また、健康相談に併せて専門家による講演を実施する。

(2) 相談の実施担当者は、推進センター、労災病院等の医師、保健師、都道府県労働局職員等とする。

3 その他

石綿による中皮腫又は肺がんの労災認定があった事業場を有する都道府県労働局においては、当面、月1～2回、推進センターにおいて、石綿による健康影響等についての集中相談日を設けて、健康相談を実施する。

平成 17 年 8 月 10 日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿に係る臨時健康相談の実施について

石綿による健康障害の発生が社会的に大きな問題になっていますが、石綿を取り扱っていた労働者以外の住民や家族にも生じているとの報道があり、石綿製品の製造等を行っていた事業場の近隣住民において肺がんや中皮腫に罹患するのではないかと不安が広がっているところ です。

このような状況に対応し、既に独立行政法人労働者健康福祉機構において、都道府県産業保健推進センター（以下「推進センター」という。）や労災病院に労働者、離職者、家族等を対象とした健康相談窓口を開設し、健康等に関する相談に応じていただいているところですが、今般、下記のとおり、石綿による健康障害を発生させている事業場の離職者を含む労働者や周辺住民の健康不安解消のため、石綿についての知識を有する医師、専門家等による臨時の健康相談窓口を開設することとしましたので、その円滑な実施にご協力いただきたくお願いいたします。

記

1 健康相談窓口を開設する労働局

管内に、石綿による中皮腫又は肺がんの労災認定件数が 10 件（平成 11～16 年度）以上の事業場等又は周辺住民に石綿による健康被害が生じているとの報道があった事業場がある次の労働局とする。

神奈川労働局、岐阜労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、岡山労働局、佐賀労働局

2 健康相談の実施方法等

(1) 石綿による健康被害を発生させている事業場の近隣の公民館等において、当面、月

1回相談窓口を開設し、健康相談を実施する。また、健康相談に併せて専門家による講演を実施する。

(2) 相談の実施担当者は、推進センター、労災病院等の医師、保健師、都道府県労働局職員等とする。

3 その他

石綿による中皮腫又は肺がんの労災認定があった事業場を有する都道府県労働局においては、当面、月1～2回、推進センターにおいて、石綿による健康影響等についての集中相談日を設けて、健康相談を実施する。